

平成 29 年度第 3 回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成 29 年 8 月 2 日（水） 15 時 00 分開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 講義室

3 議 事

1 （仮称）流山おおたかの森ホール利用料金について

2 その他

（1）報告事項について

（2）次回会議日程について

4 出席委員

辻野会長 増満副会長 土屋委員 大重委員 鈴木委員
吉田委員 伊藤委員 佐藤委員 神永委員 里舘委員
野上委員

5 事務局

戸部生涯学習部長 井口生涯学習部次長兼生涯学習課長
中西公民館長 小栗図書・博物館長 吉原生涯学習課長補佐
長岡生涯学習課生涯学習係長 中平主事 島田臨時職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

15 時 00 分開会

（事務局）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。只今から平成 29 年度第 3 回生涯学習審議会を開催いたします。

議題に先立ちまして、教育長から挨拶があります。

(教育長)

こんにちは。教育長の後田でございます。

平成29年度第3回流山市生涯学習審議会開会にあたりまして、ひと言挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、こうしてご出席いただきまして誠にありがとうございます。平素より本市の生涯学習行政にご指導賜りまして、心からお礼申し上げます。

本日の審議会は、第1回目の審議会から説明してまいりましたおおたかの森駅前の市有地に建設している音響に配慮した多目的ホールについて、(仮称)流山おおたかの森ホールとしてその利用料金について諮問させていただくことになります。これまでお時間をいただきまして何回かご審議いただきましたが、発展著しい流山おおたかの森駅前に建設され、市民の皆様からの要望に応えることが出来る施設として建設されるものでありますことから、利用料金(案)の検討には大変ご苦勞があったと聞いております。

また、今後の日程は非常にタイトで短い期間となっておりますけれど、委員の皆様にはいろいろとご意見、またはアドバイスいただければありがたいと思っております。そのうえで十分ご審議いただきたいと思いますと思っております。

今後ともこの審議会を通じ、生涯学習行政の発展に寄与していただけるようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

引き続きまして、「(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金について」諮問書を教育長から提出いたします。

(事務局)

諮問書の内容を、代読させていただきます。

(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金について(諮問)

流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問します。

1 諮問内容

流山おおたかの森駅の北口に建設している(仮称)流山おおたかの

森ホールについて、別紙「(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金(案)」に基づき、施設利用料金(案)についての答申を求めるものです。

2 諮問理由

流山おおたかの森駅の北口に建設している(仮称)流山おおたかの森ホールについては、流山おおたかの森北口駅前の1ヘクタールの市有地に音響に配慮した多目的ホールを中心に建設されるものです。

市民の新たなホールの整備を望む声に応えたものでありますが、新たな施設は本市にはじめて建設される多目的ホールであることから、その利用料金について、公平な受益者負担の原則に基づき設定することを望むものです。

このため、同ホールの利用料金について、貴審議会の意見を求めるとともに、施設利用料金(案)について答申を求めるものです。

平成29年8月2日

生涯学習審議会会長 辻野吉勝 様
流山市教育委員会

(教育長)

よろしく願いいたします。

諮問書を手渡し

(事務局)

引き続きまして、辻野会長からご挨拶をお願いします。

(辻野会長)

はい、辻野でございます。ただいま、(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金についての諮問をいただきました。かなりタイトなスケジュールで審議していかなければなりません、良い方針ができるように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、教育長は所用がございますので、退席させていただきます。

教育長退席

それでは次に、本日配付いたしました会議資料、先日送付させていただきました会議資料の確認をさせていただきます。

- ・ 第3回流山市生涯学習審議会次第
- ・ (仮称) 流山おおたかの森ホールの利用料金について諮問 (写)
- ・ (仮称) 流山おおたかの森ホール管理運営計画 (案)
- ・ (仮称) 流山おおたかの森ホール利用料金 (案)

只今から議事に入らせていただきますが、ここからは、辻野会長の方から進行をお願いします。

(辻野会長)

本日の会議につきましては、出席委員11名です。

委員12名のところ半数以上の出席ですので、流山市生涯学習審議会条例第5条第2項により会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

はじめに議題(1)(仮称)流山おおたかの森ホールの利用料金について諮問内容等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はじめに(仮称)流山おおたかの森ホール管理運営計画(案)の方からご説明させていただきます。

【資料内容読み上げ説明】

1. (仮称) 流山おおたかの森ホール基本理念・基本方針
2. 施設の概要
3. 施設の開館時間等
4. 指定管理期間
5. 施設利用の利用区分等
6. 新ホールで実施する事業
7. 管理運営に必要な業務
8. 運営組織
9. 事業収支
10. その他

続きまして（仮称）流山おおたかの森ホール利用料金（案）のご説明をさせていただきます。

【資料内容読み上げ説明】

- 1．施設予算収支
- 2．稼働率積算
- 3．利用料金収入の積算
- 4．利用料金表
- 5．他施設との利用料金の比較

（辻野会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からのご説明、管理運営計画（案）は14ページにわたり、利用料金（案）につきましては9ページにわたる膨大な資料の説明がございました。

この説明についてご質問、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。が、その前にこの配付された資料は、事前にメールで送られた資料と同じですか。それを前提にご意見ご質問ございましたらお願いします。

（神永委員）

前に説明があったかと思うのですが慣れていない部分もありますので、2，3質問と確認させてください。

まず指定管理者のことなのですが、指定管理者の公募について、どのような条件を提示されるのでしょうか。選定するときに提示するのが、例えば管理運営計画（案）8ページにある運営組織の中で館長など図がありますけれども、これはあくまで例として指定管理の会社に提案させるのですか。

（事務局）

そうですね、市場性調査を数社やっていますが、スタッフの人数も業者さんによってさまざまです。その中から今私どもの方でこういったスタッフが居れば良好な運営が可能とか…。

（神永委員）

それから7ページの自主事業になりますけれども、4つの分野がありますよね。この分野に限って指定管理者に事業を提案させるのか、それともそれぞれの提案が違って選ぶかたちなのか。最初にこのかたちを決めてこれに基づいて提案させるためにここに示されているのでしょうか。

(事務局)

そうですね。

(神永委員)

提案していただき、その中から選ぶということですか。

(事務局)

今回につきましてはこれを特色としまして、こういった事業を年間でやってくださいとお願いして、具体的に提案していただきます。

(神永委員)

例えば指定管理者を選ぶときには、民間のノウハウを取り入れるということでこの制度が出来ているのですよね。ということは、これは一応指針として相手側に提案をいっぱい持ってきてもらって、その中から専門家がこれはいいぞと選ばれるものと私は思ったので、これはあくまで一つの例として、こういうものがありますけれどもおたくの会社はどうですか、とプラスアルファでもし良いものがあればそちらを専門家が選ぶというかたちですか。

(事務局)

募集要項の中で最低限これはやってくださいと、もちろん業者の方でもいろいろ考えていますので、それはやっていただきます。

(神永委員)

赤字になった場合の責任は指定管理者に持っていて、イベントは常に赤字にならない様上を向いてやっていただける会社を選ぶということですね。わかりました。

あともう一つなのですが、指定管理者を公募して応募される会社は何社ぐらいを予定されていますか。

（事務局）

公募して何処が手を上げるかという話ですが、市場性調査を行った業者は6、7社居たのですが、中には検討しますという業者もあれば、是非とも参加したいという業者もいます。

（神永委員）

それから確認とお願いなのですが、管理運営計画（案）6ページにあります利用料金についてですが、（5）免除基準というところにある備考欄ですね、例えば「公共目的に利用するときに限り」とか「教育、福祉団体がその目的に利用する為に限り」とかなっているのですが、もう少し詳しく具体的な「例えば」とかユーザーも納得がいくように示していただければ。私が考えるにはこのホールはかなり人気があると思います。利便性もいいですし音響の質もいいですし、なにせ新しいですから。他市からも近隣の柏市とか我孫子市とか、すごいアクセスがあると思うので、最初の年などは大変なことが予想できますので、いろいろと具体的な例を示していただけるとよいかと考えています。どうしてもユーザーがあれば、その人その人に自分の都合の良いように解釈されますので、そここのところをよろしくお願いいたします。

（事務局）

はい。

（野上委員）

管理運営計画（案）6ページ、あるいは利用料金（案）の8ページでも、（4）利用料金の2）「営利目的や営業の宣伝その他これに類する目的利用は3割増し」とありますね。近隣自治体施設、具体的にはアミューゼ柏、野田市の文化会館を調べると、営利団体は3割ではなく3倍になっていて、かなり営利団体と一般団体との差を付けています。3割増しで済んでいる流山市の考え方を一つお願いします。

それと、6）「市民以外が利用する場合3割増し」とありますが、やはり近隣施設は2倍になっています。つまり、流山市民が利用する場合より営利目的、または市外の利用が、他の自治体施設よりも流山はかなり寛容にできているのはどういう風な考え方なのか。

（事務局）

周りを見ればおっしゃる通りで2倍だとか3倍だとか、検討委員会では当初、流山でも市外や営利に対して基本料金を最大で4倍に考えていました。ホールを利用させていただいて、例えば良質な、有名な演者さんを招くというのは比較的市外の業者が多いのではないかと、聴くのは主に流山市民であるというところで、料金を高くすることで来なくなると考えまして、下げました。

もちろん予約は市内の方が優先で、1か月後に市外の予約が始まります。そういうところで市内の方には優先して予約が取れるのですが、市外の方にも利用させていただいて、色々な芸術を流山の市民の方に見ていただければという趣旨で下げております。

（辻野会長）

今お二人から質問が出ましたが、その他どうでしょうか。

（伊藤委員）

はい、私も野上さんと同じ疑問を持っています、市外の方・営利目的一般団体との差を付けて、今35%と受益者負担がありますが、もう少しあげてコストを減らしてもいいのではないかと思います。

最初は市内の団体さんがどれくらいそういった活動ができるかということで、ある意味育てるという意味合いもあるのかと思いますし、市外の団体ばかりが利用してしまうようになるのはどうかなと、これはほんの冗談ですが、もう少し割増しにしたいなと思います。

もう一つ別の話をさせていただくと、利用時間のところで時間帯区分として12時から13時の間であるとか、17時から18時の間の1時間であるとか、午前だけ午後だけの利用という使い方をすると1時間空く設定になっているのですが、私が利用させていただく団体側の話まで考えると正直午前中12時に撤収が完了するのはキツイなというのがありまして、催し物12時まで時間として使ったうえで片付けしないといけない、片付けとして30分はほしいと思うところがあります。このところはつなげてしまっただけとはいえないのかと思いますが、お考えあつてのことなのかお聞きしたいと思います。

（事務局）

午前・午後・夜間一区分ずつの利用がどのくらいあるかわからないのですが例えばあった場合、午前と午後の間 1 時間で清掃が入ります。もしくは午前が少し延びてしまったとか、丸っきり間がないといろいろと問題があるので、そのために空けています。

通しで使う場合その間の 1 時間はその料金に含まれている、そういう扱いにしています。

（事務局）

文化会館も時間区分は一緒に、舞台の上は専門スタッフが入っているのですが、舞台スタッフの休憩時間も取らないといけない、ずっと休みなしというところがあるので 1 時間くらい休憩空けないと大変だと聞いております。

（伊藤委員）

その時間の区切りを会議室にそのまま適用してしまうのはどうかと思います。確かにそういう意味では、ホールの運営に関してはスタッフが付く関係があるのだろーと思います。会議室やスタジオに関してももう少しゆるい使い方ができないかなと思うのですが。

（土屋委員）

今の意見と関連していますが、資料の方に一応はあったのですが実際に 1 2 時から 1 3 時、1 7 時から 1 8 時の利用料金はいくらになりますか。認められれば利用することが出来るのでしょうか。延びることが想定されるので 1 3 時まで予約するということはできるのでしょうか。

（事務局）

連続して使う場合は徴収しません、サービスになります。例えば午前中を取っていて伸びた場合、その 1 時間は 3 割増しになります。通しで使っている分には無料です。

（土屋委員）

午前・午後の時は料金を取らない、ただし延びてしまったら 1 時間分の料金が 3 割増しになるとですね。これは当日伸びてしまった場合はそうなるとして、事前に 1 3 時まで借りられないのかという相談は

受け付けないのでしょうか。

（事務局）

ただ午後に何も入っていないのなら多少30分延びてしまったとか、その辺は指定管理者さんとの兼ね合いになってしまいますけれども、時間までに終わらせていただかないと、というお話です。たまたま延びてしまったというのは別ですよ。

（土屋委員）

基本的には貸し出さないと、通しなら料金は頂かないということですね。

（事務局）

文化会館ですが、繰り上げで基本は9時からですが、8時半から早めて使いたい場合は割り増しの料金はいただいたりしています。

（土屋委員）

ありがとうございます。

（事務局）

若干ホールの構造的な部分で補足させていただくのですが、こちらのホールは固定席というかたちではありません。可動席を機械操作で固定席のようにセットして鑑賞でき、一定時間かけて収納してしまえば平土間になりますので、例えば午前の利用が平土間で、午後の利用が席を利用する場合、午前と午後の間で作業が既に想定されていますので、清掃も入りまして舞台転換・会場転換、そういった部分での1時間になります。

スタジオにつきましては1時間あたりというかたちで考えていまして、また会議室につきましてもこれからパブリックコメント等もさせていただきまして、間の時間がないかたちで利用を向上させた方がよいというお声が多いようなら、そういうかたちで考えられると思います。

（里舘委員）

運営計画（案）6ページ（5）減免なのですが、年齢が上がった方

の減免というのは文化会館などにはありますよね、2分の1。それが今回のホールでは適用されないのでしょうか。

（事務局）

今回検討委員会の中で最初は入っていたのですが、割と高齢者の方は元気で大丈夫ではないかという話で、青少年につきましては減免ですけれども高齢者65歳以上につきましては適用しないということになりました。

（里館委員）

そうすると、生涯学習を進めるという国からの方針からはちょっと違うのではないかと、生涯を通して活動するということ、そういう場を与えていくのが生涯学習の目的と勉強したものですから、そこからちょっと離れているような気がします。今のお年寄りは元気でお金を持っているかもしれませんが、利用料金（案）の9ページ5．他施設との利用料金の比較の表を見させてもらうと、新しいホールは高い順の上から5番目の金額となる中で、それをお年寄りが払って活動していけるのか、実際そういう指導をしている立場としては他の市と比べて前に進むというより後ずさりしているような感じを受けます。出来れば活性化してホールを使っただけで意思を見せていただきたいと思います。

料金の事です、実際に演奏する側としては音響に配慮したと言っても、実際「これでこの料金？」となった時に、値段ちょっと高いような気がして流山市にがっかりするかもしれません。2位の大宮ソニックホール、3位の武蔵野市民文化ホール、4位の新宿区民センターは使わせていただいたことがあります。人口が全然違うことありますが、この新宿区民センターは区民でもなかなか借りられません。新宿御苑目の前で景色もよろしいし、区役所が入っているのではないかと思います、メインで活性化していて、86%の稼働率も納得できるのですが、おたかのホールの稼働率が実際そこまでになるのかは未知数で、確かに人気があって借りにくくなるのではないかと思います、近隣で借りにくいと言われているアミューゼ柏との値段の差があるということ、市内の借りたい、お金を持っている世代が減免ではなく、市外の方に使っただけでいいというのはちょっと違うのではないかと思います。前回では料金が提示されていませんでしたので、

ちょっとそこが心配な点です。

ホールではなく多目的ということなので、もしかして最初見た時にその椅子を取ったスペースを使うお値段というのが、ホテルのバンケットとしか私は分からないのですが、そういうところとの値段と兼ねあったら逆にホールとしたら高めなのかなと思います。この値段が出た理由というのはどうなのでしょう。

（事務局）

ホールを運営していくうえでの経費があります。全体で1億5,000万円くらい維持費がかかるなかで、稼働率や受益者負担35パーセント、指定管理料、自主事業によるチケット収入を差し引くと4,000万弱赤字になります。それを利用料金というかたちで負担いただくというところから算出しております。

アミューゼ柏が地理的にも比較的近いということで参考にさせていただいたのですが、市外料金2倍のアミューゼ柏の平日終日市外料金と、流山の平日市外料金を比較するとあまり変わりません。流山の場合1.3倍で約13万円、市外料金としては妥当で、そういったところも料金の算定に入っています。根底にあるのは、出るものと入ってくるものの差が利用料金、税金ももちろん入ってきますが、利用者に負担いただく割合が35%という計算になります。

（事務局）

高齢者の減免について、高齢者65歳以上の方の減免は今回の施設の中ではご指摘の通り適用はしておりません。芸術文化の振興の点からすると、この考え方はどうかとのご指摘はあるのですが、市民会館と公民館部分が社会教育法で、今回のホールにつきましては社会教育法の適用に入っていない、それから市民の方の受益者負担の関係、それからホール全体コストの関係、そういった部分が総合的に減免の割合を通常施設並みではホールを運営していく上でかなりリスクがあるということで、さきほど市外の方の料金加算の考え方、ある程度稼働率を上げるために設定した経緯でございます。

（辻野会長）

減免を積算する際に、減免対象の方はどういう導き方をしたのですか。今までの市民会館の利用率から算定して出しているのでしょうか。

（事務局）

具体的には、運営計画（案）6 ページ（5）減免及び免除基準の 2 分の 1 減額のところに 65 歳以上の高齢者の団体適用になっていましたが、受益者負担率の関係、全体コストの関係、市から出す指定管理料、これは施設を使わない人も税金としていただく、投入してまいりますので、ある程度考慮してなるべく市民の方の負担を減らしていこうということで、高齢者の団体利用はかなり減免されている実態がございますので、今回は適用しませんでした。

一部、庁内全体で高齢者の減免の扱いを検討していこうという声があります。他市におきましては年齢を上げて 75 歳以上にする、といったこともあるのですが、今回の施設につきましては高齢者減免につきまして減免しないという考えです。

もうひとつ、新しく公共施設としてオープンしました総合体育館キッコーマンアリーナにつきましては、一応今回お示しさせていただいております利用料金（案）5. 他施設との利用料金の比較のトップの大田区民プラザを参考に設定させていただきまして、今現在稼働しております。ご審議いただいた考え方としましては、受益者負担率 50%、施設を全ての人を使うということではないということで、使う人使わない人にも妥当な指定管理料への税金投入の考え方、不足分については指定管理者の自主事業を持って、という話でございました。現在オープンして 1 年が経過しまして、稼働率もおかげさまで想定 60% が 70～80%、当初想定しました利用料金収入も、初年度ということで若干運営コスト・人件費等かかっていますが順調に推移しております。結果から申し上げまして、キッコーマンアリーナの利用料金を考える上で、大田区の施設並みの利用料金の設定になるのはどうなのかという意見は内部からありましたが、市民の負担をなるべく減らし稼働率を上げていくため、市場性調査を実施して今の指定管理者が積極的に事業を展開していけるとしてスタートしたものです。

今回のホールは大田区民プラザではなく新宿区四谷区民センターと江戸川区総合文化センターの間になるのですが、60%の稼働率を想定してはおりますが、実際はもう少しは上昇するのではないかと思います。

（神永委員）

私は、生涯学習は生まれた時から死ぬまでという考えでいますが、確かにおおたかの森は若い方が増えていろいろ考えられています、お年寄りにとってはどうかな、と私は思っております。半額なり海外は無料もあります。お年寄りにも優しいことを考えると、今はそうではなくても、やがて稼働率が分かった時点で取り入れて下さったらいと思います。

（事務局）

はい、今私どもの考え方をお示しさせていただきました。あと、減免に関して新たな視点で難病の方はどうかという部分もありまして、私たちの考え方を示させていただきましたが、これがずっと続くとは限りません。いろいろ全庁的に検討しております。

（吉田委員）

料金設定に関して色々伺いましたが、利用料金の設定の見直しは想定にはあるのでしょうか。

（事務局）

利用料金の設定につきましては、ひとつは公共施設使用料の設定の考え方が庁内の物差しとしてありまして、定期的な見直しを3年ごと、利用料金を決めて3年後には見直す、消費税の関係もありますし固定ではありません。

（辻野会長）

受益者負担の35%、一点だけパッと出てきたのですが、これが出てくる間の検討ではどれからどのくらいの幅だったら対応できるというような議論は内部でなかったのですか。

（事務局）

近郊施設にも聞いてはいるのですが、なかなか受益者負担率は公表していない、教えてもらえません。基本は50%がスタート、あくまでも支出から収入を引いてそれを利用料金で補っていただくというスタンスです。稼働率は初年度50%でスタートするのが良いのではないかとの考えで、おのずと35%ぐらいが利用料金に反映するかたちになります。

（辻野会長）

私が質問したのは、負担率が上がれば当然市民へのサービスは落ちるわけで、どの辺に持って行けばいいのかという落としどころが難しいところだと思うのですが、神永委員からも御意見あったと思うのですが、この文化事業を進めていくにあたり、流山市が条例を作りそれに沿ってやっていく中で、料金をどの辺に持って行けば条例と合うのか兼ね合いもあると思うので、非常に抽象的な言い方ですけども、大方は50%だけど、うちは35%に抑えたのはどういう根拠があって説得力のある裏づけができないか、ということで質問したのですが。

（事務局）

管理運営計画（案）11ページ、まず事務的な考え方ですが、浦安を見に行っただのですが浦安市は財政的に豊かな市でございまして、受益者負担率を考えなくてもお金が出せるという市もございます。

ただここにも書いてありますが、全体の経費から事業収入もない付帯設備収入もない、そういう風に引いていくのですが、さらに指定管理料をどのくらい出せるかが重要なファクターになっておりまして、9,780万円という1億円近い予算をホールのために市から出せるかという話が出ておりまして、その不足分が3,770万円になり、その3,770万円が受益者負担率35%になるというかたちです。受益者負担率目標は結果としましては、例えばアミュゼ柏が28.8%の受益者負担率でして、府中市のウィーンホール41.8%、ソニックシティーホール89.6%と、かなり差が開いておりまして結果としての受益者負担率は参考にならない。収入不足を補うための受益者負担率がこの数字になったというかたちです。

（辻野会長）

皆様、事前に資料を配付されてとはいえ説明が一気にありましたので、その点は、というのが残るかと思いますが、今日はこの辺でおさめまして次回なりで。先ほど教育長もおっしゃられましたが、タイトなスケジュールで皆様にご迷惑をおかけしますが、審議を進めて答申できるように持って行きたいと思います。今日のところはご質問いただいていない方もいらっしゃると思いますが、よろしいでしょうか。

(野上委員)

利用料金(案) 7 ページに利用料金収入合計が 3, 7 7 0 万円で市内 2, 4 0 0 万円とあって、これは市外 3 割増しでシュミレーションしているのでしょうか？

(事務局)

そうです。

(野上委員)

他の市でやっているような割合、市内の割合が低くなり、市外もしくは営利団体は高くなる時のシュミレーションすることはできますか。

(事務局)

一応この経費の割増は市内か市外かしか区分しておらず、営利使用の割合は調査してみないと分からないところはあります。

(事務局)

実は市場性調で聞きました指定管理者の言うところによりますと、やはり市外を 2 倍 3 倍とか高くし過ぎますと、違いがほとんどなくなってしまおうと聞いておりました、そうしますと 6 5 % から 3 5 % の割合をまた変えて考えなくてはならないのかなと思います。それでいくと、このぐらいの割合がちょうど市外も市内の利用も見込めるということで設定してみたのですが…。

(増満副会長)

色々ご意見伺ってどうも市外が優遇されているという単純な印象があります。先ほどの高齢者の話もそうなのですが、2 倍 3 倍にしてしまおうと他の近隣施設と同様になってしまうから、そうではなくてもっと安い割合でこちらを使ってもらおうという意図が見えるとしたら、せっかく市民の方を、って言っているのにかかわらず、市外の人にもっと安くいいものを利用してくださいと訴えかけているように聞こえてしまうので、市内の方のご理解をいただけるのかどうか、単純に考えて懸念される場所ではあります。

あと全くこれは違うことかもしれませんが、管理運営計画と書いてあって8ページに管理運営に必要な業務（1）指定管理者が行う業務で「6）大規模災害に対する一時避難施設への活用に関すること」と、1行さらっと書いてあって、13ページに「以下のようなサービスを期待して指定管理者公募に反映します」とありますが、管理者を選定するうえで1行しか災害に対して書いていないというのはやはり…。主は音楽・芸術に関することなのですが、新しいホールであれば災害時にはこういうように活用できますということも、管理運営計画と別に存在するのであればよろしいのですが、1行だけではこれはどういうことなのかと疑問を持ちましたので、その辺をもう少し市民の方にわかりやすく示されるといいと思います。

（事務局）

帰宅困難者の一時避難所ということで、防災計画の中に組み込みたいと思います。

（吉田委員）

先ほどの利用料金につきまして施設利用をする団体についてですが、そこで行われる劇・音楽会の聴衆者、流山市民の方に優遇して鑑賞するような、例えば観劇・鑑賞料金を安くするとかの条件を指定管理者の方に付けるとかはできないのでしょうか。そうすれば一時利用者だけでなく、流山市民に対するサービスが可能となるのではないのでしょうか。

（事務局）

入場料について市内の方を減額するのは難しいと思います。例えば前回も申しあげたのですが、友の会みたいなものを作り人気のある演者だとただか500席ですからすぐに埋まってしまうものでも、会員のなっていて年会費1,000円とかのかたちにしまして、一般の販売より早く取得できるようにしている市町村もございます。

（吉田委員）

先程からありますように、この料金設定ですとなかなか流山市民へのサービスが見えにくいということが意見に有り、質問させていただいたわけです。

（事務局）

すみません、私も説明が不十分だったのですが、運営計画（案）6ページ（5）減免及び免除基準の表の中に下から2つ目、社会教育関係団体、これが確か社会教育法の中で市民の皆様の活動について行政・市側の方で支援していく部分で、例えば会場提供・活動支援ということで、ここに利用料金の3分の1減免と入れています。これは公の組織に属さないグループで構成された団体活動について申し上げますので、例えば5人以上で一つの目的でグループを構成して、組織的かつ継続的に活動していて教育委員会に登録していただければ、会場使用料を減額すると。これは市民の方が過半数で構成されている団体ですので、こういったかたちで市民利用を支援していくということになります。それから利用料金ではないのですが、申込優先順位につきましても、市民の方が早く申し込みできるようにしてまいります。

そういったことで、市外の方だけを優先しているのではなく、こちらのホールの設置目的として市民の方も市外の方も新しい拠点としてこのホールでの文化芸術活動を通じ交流を図っていただく、そういう大きな目的に向かっていいバランスで利用が図れればと思っております。

（辻野会長）

今日の推移を聞いていますと、もしかしたらこういう資料が事前に有ったらもう少し諮問に対して答申しやすいというようなことも出てくるかと思えます。補足追加資料なりあれば判断しやすいということがありましたら、私なり事務局なりに提案して欲しいと思えます。この二つの資料だけで判断せよというのは、ある意味では無理なことがあるかと思えますので、その辺は私の方からお願いします。

時間も参りましたので、この議題に関しては次回に引き継ぐということで終了させていただきます。よろしゅうございますか。

続きまして 議事（2）の「その他」についてですが、事務局から何かありますか。

（事務局）

報告事項等については、本日は特にございません。

(辻野会長)

わかりました。

事務局から報告事項の他にございますでしょうか。

(事務局)

本日諮問させていただきまして、今月中旬あたりにもう一度意見をいただきたいと思います。最終的にこの月末に答申をいただくというスケジュールで申し訳ないのですが進めさせていただきたいのですが、例えば8月18日金曜日皆様のご都合はいかがでしょうか。基本的に時間は一緒です。また再度メール差し上げます。

もう一点、事務局からお詫びということで会議録のお示しが遅れて大変申し訳ございません。今後は簡単に会議録の要旨をまとめたものを、審議会の前にメールなり郵送でお示しいたします。正式な会議録につきましても早めに対応してまいりますので、改めてよろしくお願いいたします。

(辻野会長)

次回の日程は8月18日午後3時からということで追ってそれは事務局よりご案内しますが、その予定でいてください。

以上で、平成29年度第3回生涯学習審議会を終了します。ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

【 閉会 】